

昭和町公共下水道事業経営戦略

令和3年2月

山 梨 県 昭 和 町

目 次

I. 下水道経営戦略	I-1
1. はじめに	I-1
2. 下水道分析結果	I-2
2-1 下水道事業の現状	I-2
2-2 現状分析結果	I-7
2-3 将来予測結果	I-15
2-4 課題の抽出	I-18
3. 基本方針	I-19
3-1 経営の基本方針	I-19
3-2 計画期間	I-19
4. 投資・財政計画	I-20
4-1 投資財政計画1	I-20
4-2 投資財政計画2	I-30
5. 効率化・経営合理化の取組	I-33
5-1 組織、人材、定員に関する事項	I-33
5-2 広域化や民間資金・ノウハウの活用等の推進に関する事項	I-33
5-3 その他経営基盤強化に関する事項	I-33
5-4 資金管理・調達に関する事項	I-33
5-5 情報公開に関する事項	I-33
5-6 その他、重点事項	I-33
6. 経営戦略の事後検証・更新	I-34
6-1 評価の方法	I-34
6-2 評価の時期	I-34
6-3 経費回収率の向上に向けたロードマップについて	I-35
III. 参考資料	II-1
1. 用語解説	II-1

I. 下水道経営戦略

1. はじめに

下水道事業は、住民に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を有しており、多額の設備投資を必要とすることから中長期的観点に基づいた計画的な経営が不可欠です。

今後、人口減少が予想され、地方財政全体が厳しい状況で未普及対策などの整備を実施しつつ、地震などの災害への対策や日常の維持管理を行っていくためには下水道事業に関わる経費及び財源の見通しを把握することが重要となります。

このような中、住民の日常生活に欠くことのできない重要な役割を担っている下水道事業が、将来にわたって安定的に継続してサービスを提供することができるように、総務省では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することを各地方公共団体へ要請しています（平成26年8月29日付総財公第107号の通知）。

また、「経済・財政再生計画」（平成27年6月30日閣議決定）では、公営企業について、地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、「経営戦略の策定等を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る」こととされ、さらに、「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）では、その改革の成果を図る指標として「収支赤字事業数」の減少や、経営戦略の策定率が設定されているところです。

このような背景を踏まえて昭和町では、下水道事業の健全で安定した継続的な事業経営と経営基盤の強化を図ることを目的に、実現可能な収支のバランスの取れた今後10年間の投資・財政計画を中心とする「昭和町下水道事業経営戦略」を策定します。

2. 下水道分析結果

2-1. 下水道事業の現状

(1) 下水道の役割

下水道は、環境衛生の向上や都市の健全な発達に寄与し、併せて公共水域の水質保全に資するため、欠かすことのできない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

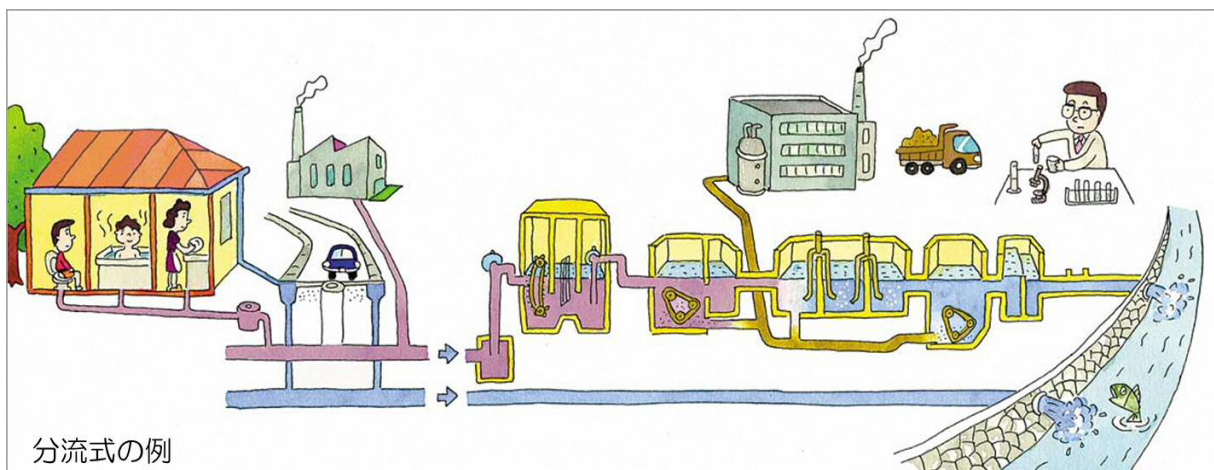
下水道の主な役割としては、汚水の排除、公共用水域の水質保全という大きな2つの役割があります。

① 汚水の排除（生活環境の改善）

生活排水を速やかに排除することにより、悪臭や害虫の発生を防止し、感染症の発生を予防するなど衛生的で快適な生活環境を確保します。

② 公共用水域の水質保全

汚水を処理場で浄化することにより、河川など公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を保全します。



(2) 下水道の整備状況

昭和町の公共下水道事業は、昭和 62 年度に事業を着手し、現在では 607.5ha を事業計画区域とし、事業を進めています。平成 30 年度末の下水道整備状況は、事業計画区域 607.5ha のうち 440.3ha に達しています(事業計画面積の約 72%)。また、現在未整備となっている約 4 割の面積については、その多くが釜無工業団地(第 11 処理分区)です。同地区の排水は、工業団地内の各企業がそれぞれ独自に排水処理をし、専用の排水路にて釜無川へ放流しているため、現時点では公共水域の水質が保たれており、下水道整備済みと同等となっています(釜無工業団地 66ha を除いた整備率 81%)。

令和元年度末現在の汚水整備状況は、整備面積 520.3ha(釜無川流域下水道454.6ha、甲府市公共下水道65.7ha)、処理区域内人口 17,872人(釜無川流域下水道15,714人、甲府市公共下水道2,158人)で、行政人口 20,451人(釜無川流域下水道18,211人、甲府市公共下水道2,158人)に対し普及率 87.4%(釜無川流域下水道86.3%、甲府市公共下水道100%)、事業計画区域 725.2ha(釜無川流域下水道659.2ha、甲府市公共下水道66.0ha)に対し整備率は71.7%(釜無川流域下水道69.0%、甲府市公共下水道99.5%)となっています

表 2.1 下水道事業の概要と普及状況(令和 2 年 3 月 31 日現在)

項目		釜無川流域下水道	甲府市公共下水道	
建設事業開始年月日		昭和 62 年 12 月 10 日		
供用開始年月日		平成 5 年 4 月 1 日		
特別会計設置年月日		昭和 62 年 4 月 1 日		
排除方式		分流式		
行政区域		908.0ha		
面積	汚水	全体計画区域	659.2 ha	66.0 ha
		事業計画区域 A	659.2 ha	66.0 ha
		整備済区域 B	454.6 ha	65.7 ha
		整備率 B/A	69.0 %	99.5 %
人口	行政人口 E	18,211 人	2,158 人	
	処理区域内人口 F	15,714 人	2,158 人	
	水洗化人口 G	14,920 人	2,023 人	
普及率 F/E		86.3 %	100 %	
水洗化率 G/F		95.0 %	93.7 %	

近年の整備実績は、整備面積約10.6ha/年程度（釜無川流域下水道10.6ha、甲府市公共下水道0.0ha）、管きょ整備延長で約2.8km/年程度（釜無川流域下水道約2.8km、甲府市公共下水道約0.03km）の事業量となっており、整備は順調に進んでいる状況です。また、水洗化人口は年々上昇しており、水洗化率は令和元年度末で94.8%（釜無川流域下水道94.9%、甲府市公共下水道93.7%）になっています（表2.2、図2.1、図2.2参照）。

表 2.2 過年度の整備実績

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政人口	人	17,465	17,742	18,515	18,956	19,134	19,405	19,694	20,074	20,286	20,369
釜無川流域下水道	人	15,657	15,913	16,653	17,114	17,266	17,489	17,782	18,031	18,157	18,211
甲府市公共下水道	人	1,808	1,829	1,862	1,842	1,868	1,916	1,912	2,043	2,129	2,158
処理区域内人口	人	12,962	13,269	14,022	14,401	14,587	15,663	16,464	16,979	17,492	17,872
釜無川流域下水道	人	11,154	11,440	12,160	12,559	12,719	13,747	14,552	14,936	15,363	15,714
甲府市公共下水道	人	1,808	1,829	1,862	1,842	1,868	1,916	1,912	2,043	2,129	2,158
水洗化人口	人	11,741	12,041	12,377	12,824	13,216	14,512	15,003	15,588	16,803	16,943
釜無川流域下水道	人	10,137	10,423	10,749	11,165	11,530	12,725	13,372	13,678	14,820	14,920
甲府市公共下水道	人	1,604	1,618	1,628	1,659	1,686	1,787	1,631	1,910	1,983	2,023
水洗化率	%	90.6%	90.7%	88.3%	89.0%	90.6%	92.7%	91.1%	91.8%	96.1%	94.8%
釜無川流域下水道	%	90.9%	91.1%	88.4%	88.9%	90.7%	92.6%	91.9%	91.6%	96.5%	94.9%
甲府市公共下水道	%	88.7%	88.5%	87.4%	90.1%	90.3%	93.3%	85.3%	93.5%	93.1%	93.7%
整備面積（累計）	ha	420.8	436.7	443.2	460.6	470.7	481.6	491.3	499.4	506.0	520.3
釜無川流域下水道	ha	355.1	371.0	377.5	394.9	405.0	415.9	425.6	433.7	440.3	454.6
甲府市公共下水道	ha	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7	65.7
管渠整備延長（累計）	m	94,484	98,084	101,495	106,166	108,658	110,289	113,253	115,667	118,396	119,889
釜無川流域下水道	m	81534.2	85134.9	88545.9	93216.8	95626.7	97202.7	100078.4	102445.2	105164.8	106657.6
甲府市公共下水道	m	12949.4	12949.4	12949.4	12949.4	13031.4	13086.5	13174.4	13221.5	13231.3	13231.3

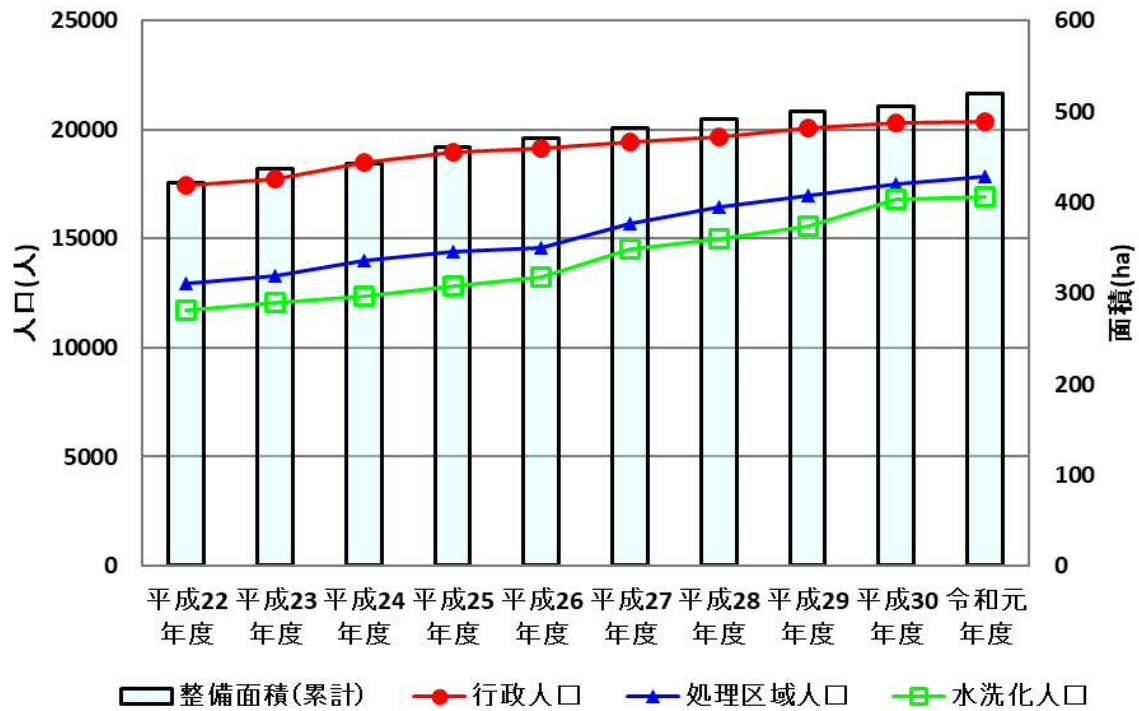


図 2.1 過年度の整備、普及実績

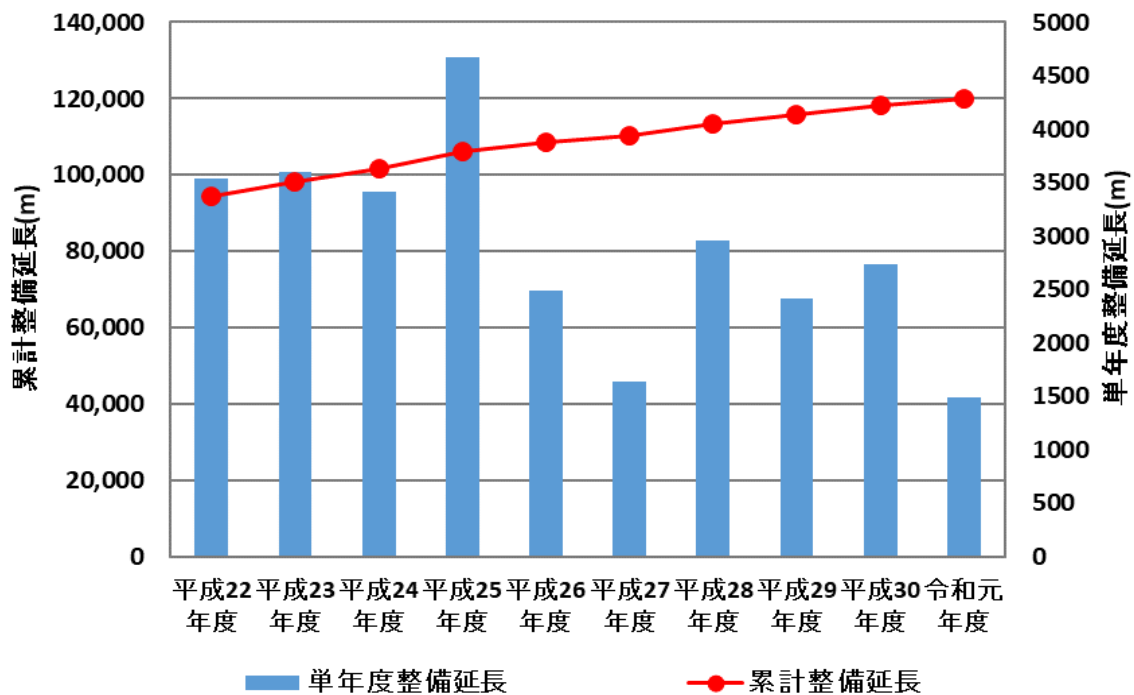


図 2.2 過去 10 年間の管きよ整備実績

(3) 施設の老朽化の状況

昭和町の下水道は、令和元年度末には整備を行った污水管きょ延長が約131kmに達しており、供用開始指定から概ね30年が経過しております。10年後には老朽化した施設の改築・修繕費用も増加していく見込みです(図2.3参照)。また、これまでの「整備拡張の時代」から改築・修繕も含めた「維持管理の時代」へと変化する過渡期ともいえる現在において、現況における施設の健全度を的確に把握し、機能停止の防止や道路陥没による事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図り、適切な管理を行うための準備が急務となっています。

このような状況下で、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき、適切な時期に改築事業を推進して行く必要があることから、今後昭和町公共下水道事業ストックマネジメント計画を策定していく予定です。

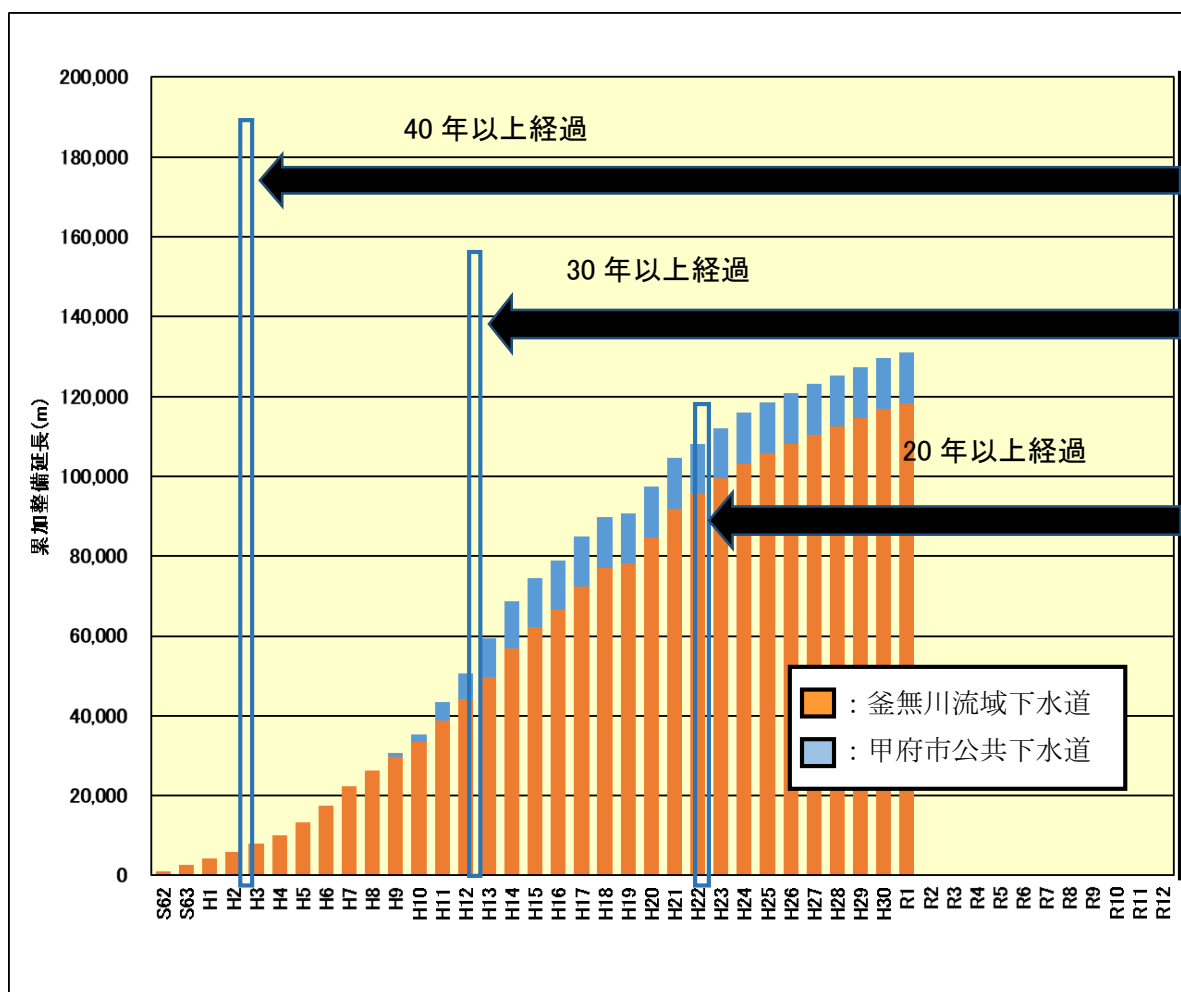


図 2.3 令和12年度時点の年度別累計污水管きょ延長

(4) 地震への対応状況

過去に発生した阪神淡路大震災、新潟県中越地震及び東日本大震災において、上下水道システムは多大な被害を受け、住民生活及び事業活動に大きな影響を及ぼし、住民の生命、財産を脅かす事態となり、下水道システムは、重要なライフラインとして再認識をすることとなりました。震災により、その機能を果たせなくなった場合、復旧に時間を要し、さらに二次災害を引き起こすことが想定されるため、被災した場合においても機能を維持することは、システムの信頼性を確立することが重要です。阪神淡路大震災の被害を踏まえ耐震基準が強化されましたが、平成9年度以前に施工された施設は耐震化が十分に進んでいない状況です。そこで昭和町においても、被災時に備え、重要な下水道施設の耐震化を図る「防災対策」、被災を想定して被害を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするための暫定対応としての「減災対策」を今後検討していく予定です。

2-2. 現状分析結果

(1) 下水道有収率の状況

施設の老朽化に伴い、不明水の浸入量が増加し、下水道有収率が低下する可能性があります。昭和町における有収率の状況は約97%で推移しています(表2.3、図2.4参照)。有収率の低下は汚水処理原価の増大に繋がり、今後は施設の老朽化に伴った維持管理費が増大していくと考えられるため、点検・調査及び修繕・改築を進めていくとともに、浸入水等の状況も把握していく必要があります。

表 2.3 有収率の実績

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
有収水量 (千 m^3 /年)	1,719	1,839	1,913	1,930	1,915	1,955	1,992	2,044	2,094	2,105
処理水量 (千 m^3 /年)	1,796	1,897	1,944	1,963	1,918	2,065	2,070	2,127	2,141	2,194
有収率 (%)	95.7	96.9	98.4	98.3	99.8	94.7	96.2	96.1	97.8	95.9

出典：地方公営企業年鑑、決算統計

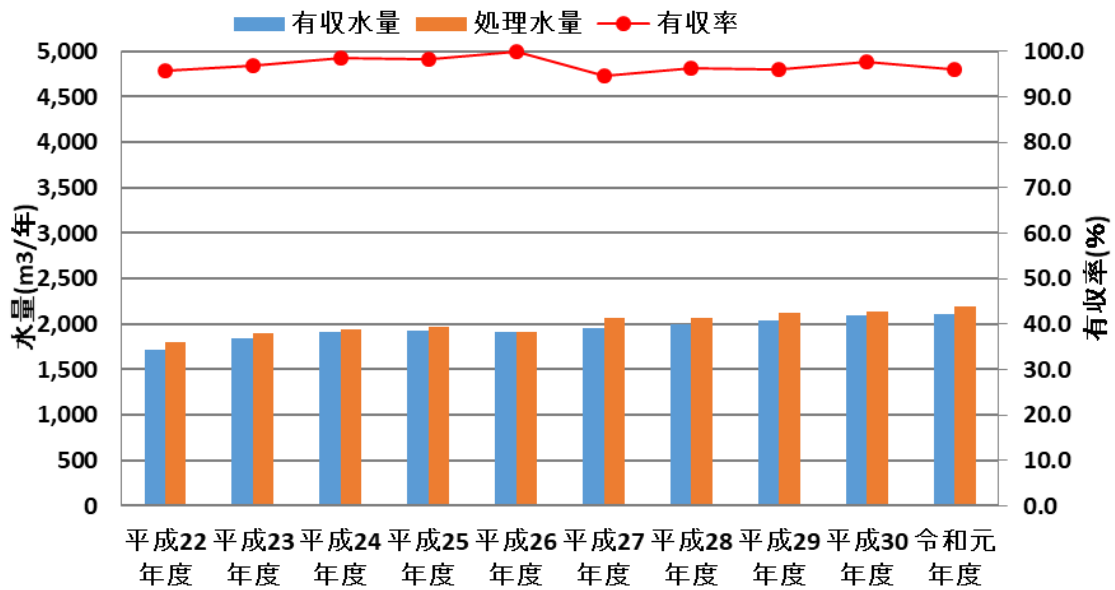


図 2.4 有収率の実績

(2) 建設改良費・維持管理費の状況

近年の維持管理費はばらつきがありますが概ね増加傾向にあることが確認されています。流域下水道維持管理負担金は増加傾向で維持管理費全体の約4～5割を占めています。今後は、流域下水道の改築・更新、修繕等の費用増加や水洗化率の向上に伴い、建設負担金や維持管理負担金の増加が予測されます（表2.4、図2.5参照）。

表 2.4 建設改良費と維持管理費の実績

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
建設改良費	435	350	417	335	320	249	340	346	363	386
維持管理費	180	210	220	209	201	219	231	216	221	226
上段のうち流域下水道維持管理負担金	86	108	98	105	95	107	107	104	113	117

出典：決算統計書

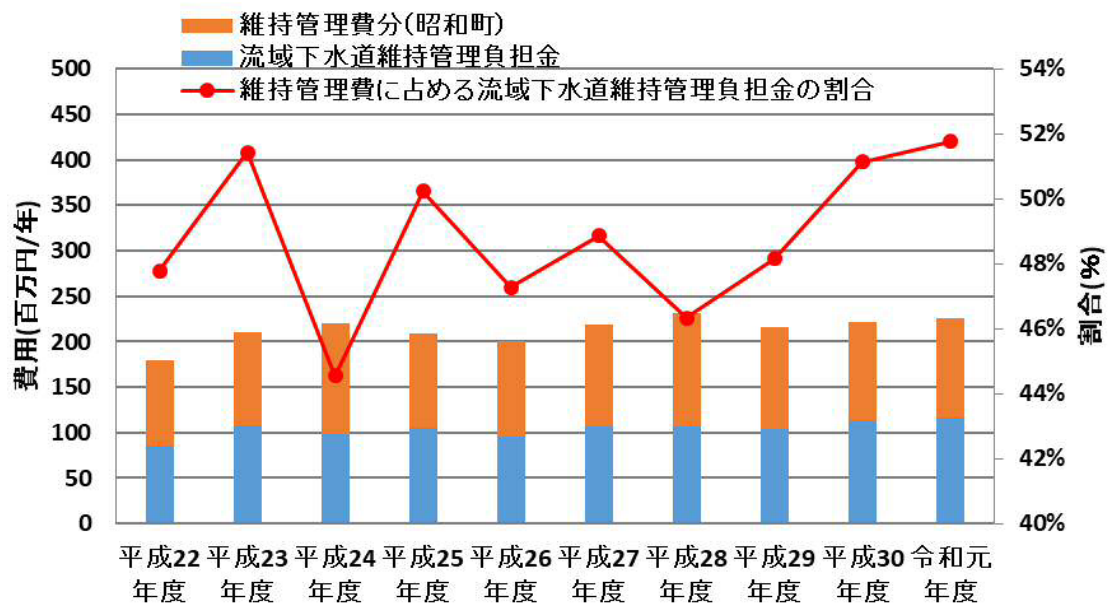


図 2.5 維持管理費の実績

(3) 財源の状況

昭和町の下水道事業の経営・財政の状況を以下に示します。

1) 起債残高（企業債残高）、起債償還金（企業債償還金）、支払利息

起債残高の推移は、毎年減少傾向を示しており、最近10年間で約2割減少しています。今後は、施設老朽化等による改築更新事業の増加が予想されることから、新たな起債により残高の増加が見込まれます。

起債償還金は、発行した起債の償還額を表しており、その額は年々増加傾向にあります。今後は急激な償還額の増加を避けるために事業の平準化を取り入れていく必要があります。

支払利息は、発行した起債にかかる利息を表しています。その額は年々減少傾向にあります。

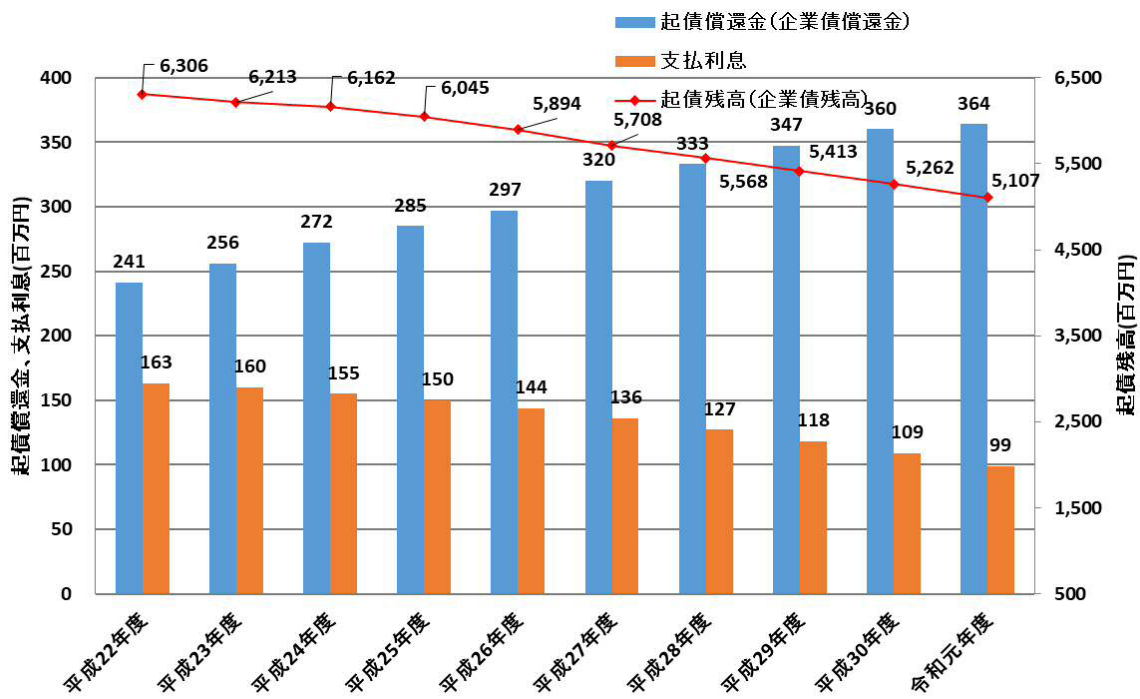


図2.6 起債（企業債）に関する費用の実績

2) 受益者負担金

受益者負担金による収入は年度によってばらつきがありますが、供用開始区域が拡大している状況においては、一定の収入が見込めます。

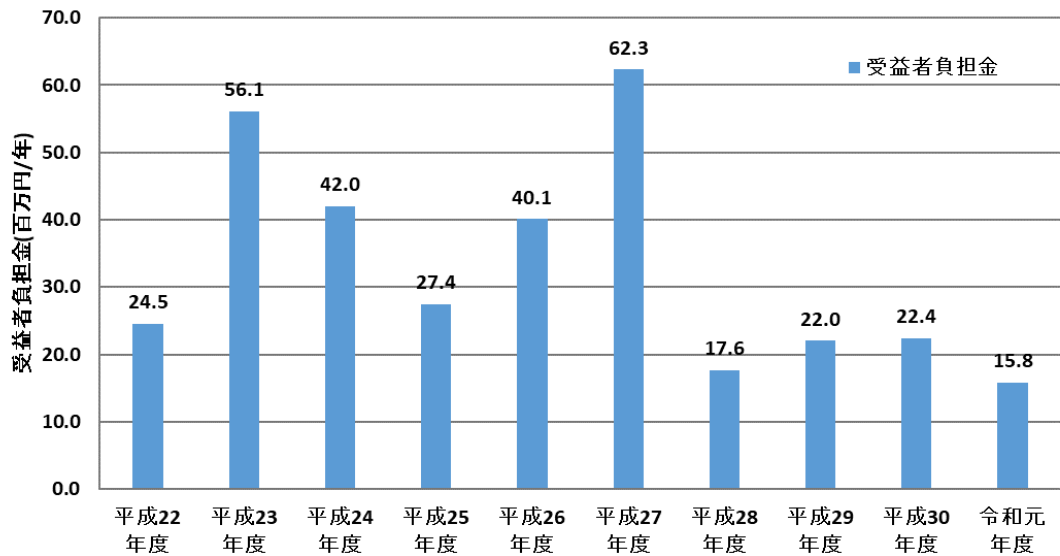


図2.7 受益者負担金の実績

3) 下水道使用料

下水道使用料による収入は、水洗化人口、有収水量の増加と比例して増加傾向にあります。なお、現行の下水道使用料単価、体系は、令和元年10月に消費税増税分の改定を行ったものです。

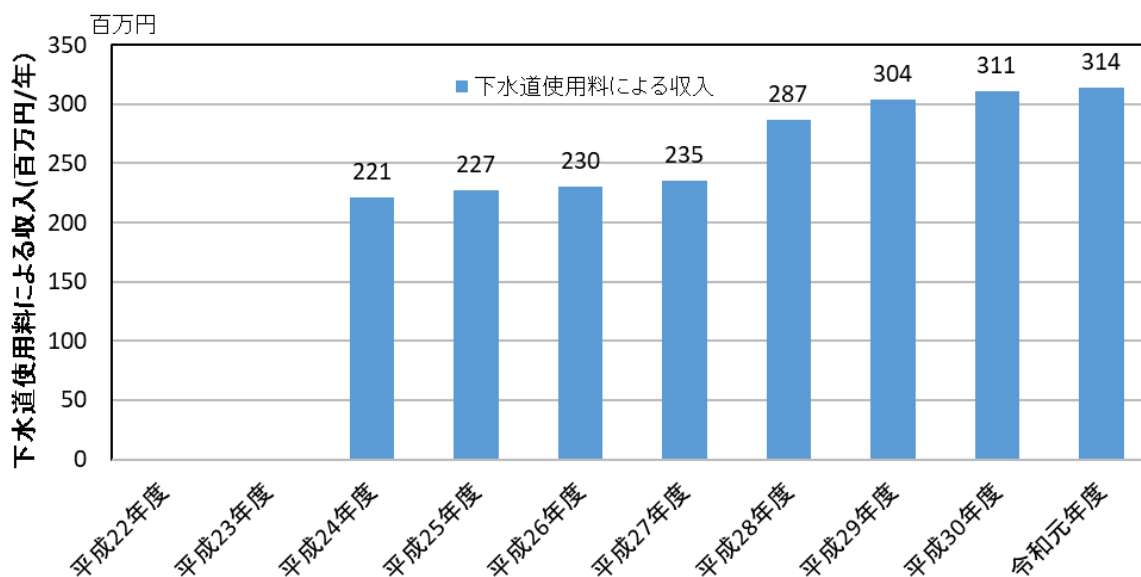


図2.8 下水道使用料（税込）による収入の実績

4) 一般会計繰入金

一般会計からの繰入金（他会計補助金）は、平成22～令和元年度までの推移をみるとばらつきはありますが、概ね横ばいで推移しております。今後も引き続き、過度に繰入金が増加していかないように留意する必要があります。

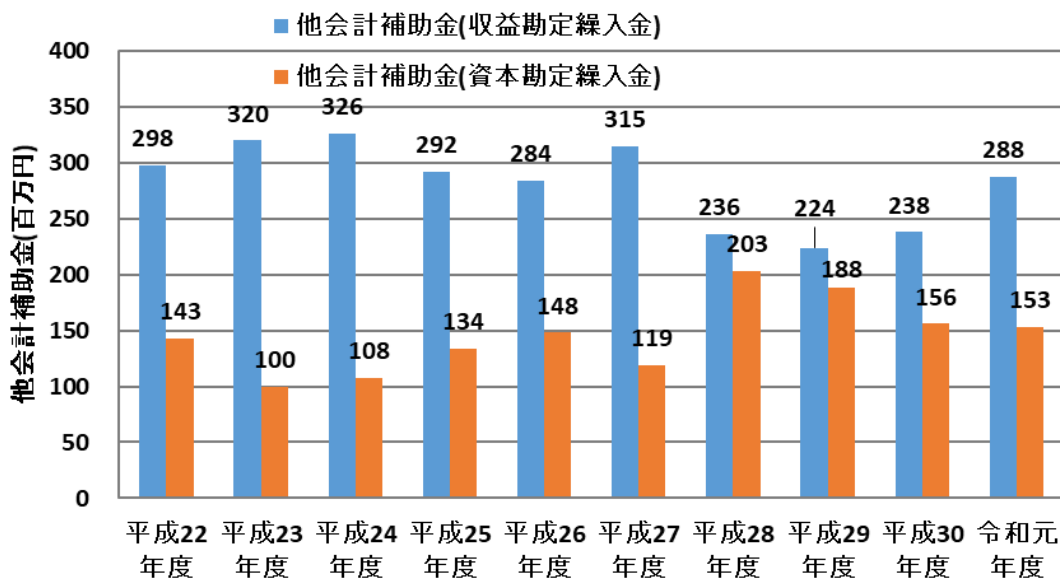


図2.9 他会計負担金の実績

(4) 経営比較分析表等を活用した現状分析結果

経営比較分析表とは、下水道事業の決算値を基に、事業毎に経営指標（経営の健全性・効率性・老朽化の状況）を算出し、全国の類似団体平均値と比較することで、昭和町の経営現状や課題を把握するものです。

なお、昭和町下水道事業の経営比較分析表は、山梨県のホームページにおいて公表しています。

（参照先）山梨県ホームページ（昭和町下水道事業の経営比較分析表）

https://www.pref.yamanashi.jp/shichoson/koueikigyo_bunsekihyo_h30.html

当該経営指標は、経営の健全性・効率性に関する項目である①収益的収支比率、②企業債残高対事業規模比率、③経費回収率、④汚水処理原価、⑤水洗化率について、昭和町と類似団体平均との比較を総務省が公表している経営分析表を用いて現状の経営分析を行います。

なお、昭和町は類似団体区分が「Cc2」に分類されており、「Cc2」とは、処理区域内人口が3万人未満、処理区域内人口密度が25～50人/ha、供用開始後年数が15年以上の市町村を指します。表2.5に公共下水道における経営比較分析表の類似団体区分一覧表を示します。なお、昭和町の類似団体の一覧表を参考資料に示します。

表 2.5 類似団体区分一覧表

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数
政令市等			政令市等	21
10万以上	100人/ha以上		Aa	33
	75人/ha以上		Ab	33
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	47
		30年未満	Ac2	5
50人/ha未満		Ad	51	
3万以上	100人/ha以上		Ba	8
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	20
		30年未満	Bb2	6
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	49
		30年未満	Bc2	28
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	122
30年未満		Bd2	54	
3万未満	75人/ha以上		Ca	3
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	14
		15年以上	Cb2	29
		15年未満	Cb3	15
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	93
		15年以上	Cc2	206
		15年未満	Cc3	65
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	47
15年以上		Cd2	183	
15年未満		Cd3	42	

①収益的収支比率

収益的収支比率は、地方公営企業法の非適用企業において、企業でいう経常収益比率に代替される指標であり、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用をどの程度賄えているかを表す指標です。数値が大きいほど財政的に健全性が高いと判断できますが、過去5年間の平均比率は約80.4%となっています。平成28年度には使用料の改定を実施し、収支比率も平成29年度決算より毎年増加しており、経営戦略に向けた取組が徐々に成果を上げています。

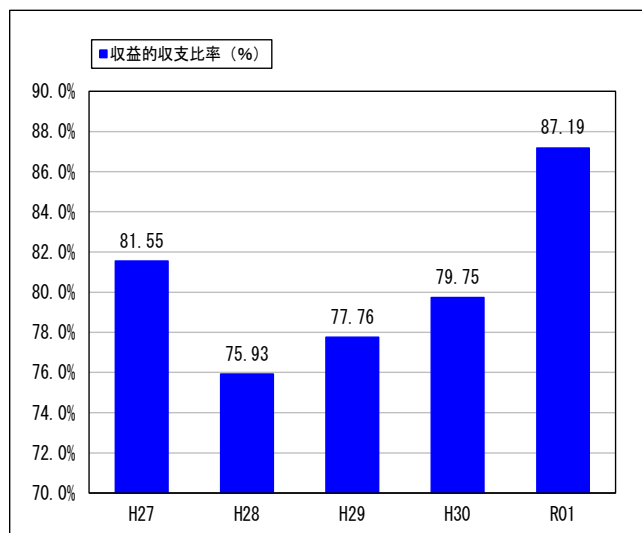


図 2.10 収益的収支比率の推移

②企業債残高対事業規模比率

昭和町の企業債残高対事業規模比率は、類似団体と比較すると低く抑えられていますが、比率をさらに抑えるために平成28年度に使用料の改定を実施し経営改善の実施を図り、企業債残高は減少傾向にあります。引き続き過度な起債財源への依存に向かわないような検討が必要になります。

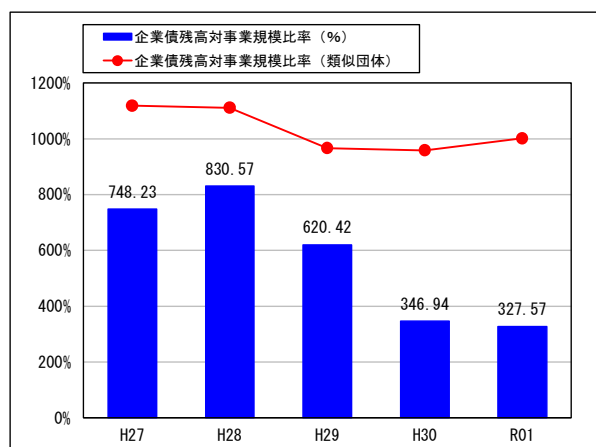


図2.11 企業債残高対事業規模比率の推移

③経費回収率

昭和町の経費回収率は過去の年度は数値が大幅に100%を下回っていましたが、平成28年度に下水道使用料の改定を実施し、使用料収入を確保しました。

平成30年には、経費回収率が98%を超え、類似団体平均と比較すると高い数値を示している状況となっています。今後も、汚水処理費の更なる削減に努力し、現状を維持していくことを目標とします。

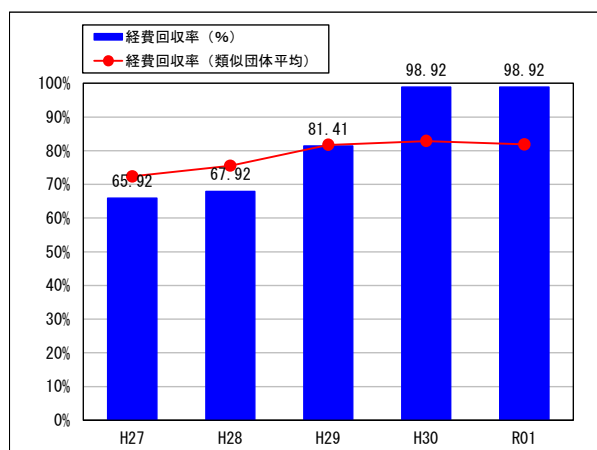


図2.12 経費回収率の推移

④汚水処理原価

汚水処理原価は、下水道有収水量 1 m³ 当たりの汚水処理費（維持管理費と資本費）です。近年は減少傾向にあり、令和元年度は150円/m³となっています。

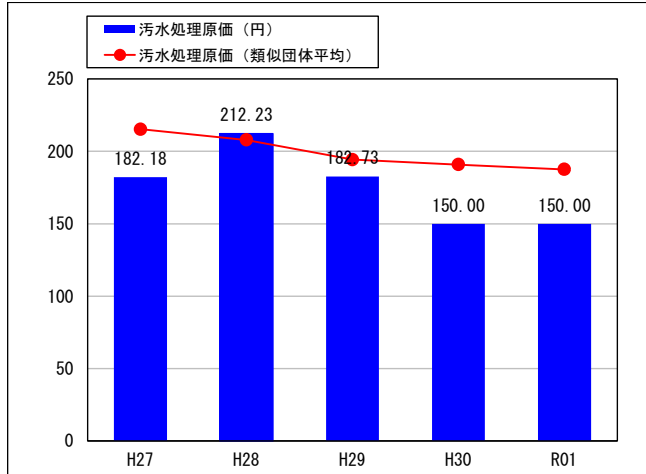


図2.13 汚水処理原価の推移

⑤水洗化率

昭和町の水洗化率は、類似団体に比べかなり高い値を示しており、令和元年度では約94.8%となっています。しかし、供用開始区域内において様々な理由により下水道の未接続者が見受けられるので、該当者に対し郵送や訪問（町外含む）を数回行い下水道接続への推進を積極的に行っています。

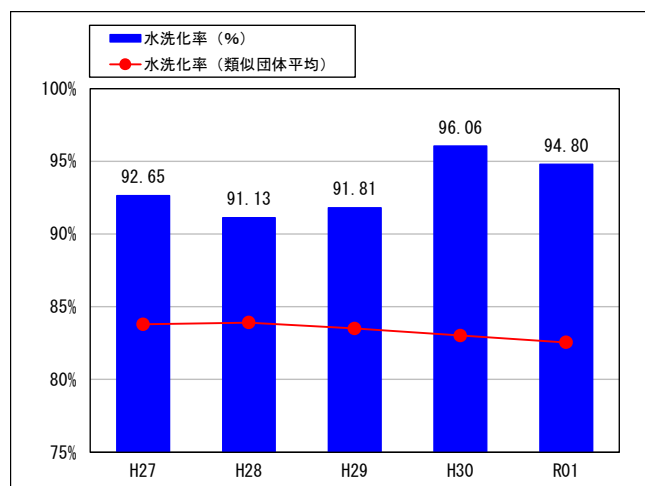


図2.14 水洗化率の推移

2-3 将来予測結果

(1) 行政人口

行政人口の予測は、昭和町人口ビジョン、将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月公表値）【以下、社人研と略す】）の人口推計値を比較した結果、実績では上昇傾向となっているが「社人研」では減少傾向となっている。人口ビジョンの将来の伸び率は実績の人口の伸び率と同程度の推移となっていることから、「人口ビジョン」を採用します（表2.6、図2.17参照）。

表 2.6 参考とした各種推計結果

(単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人口ビジョン	20,369	20,599	20,779	20,959	21,140	21,320
社人研		19,595	19,591	19,587	19,582	19,578
年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口ビジョン	21,500	21,560	21,620	21,680	21,740	21,800
社人研	19,574	19,534	19,495	19,455	19,416	19,376

注1) 令和元年度の値は住民基本台帳の実績値

注2) 人口ビジョン及び社人研の令和2、7、12年度は公表値、その他は公表値の直線補間値

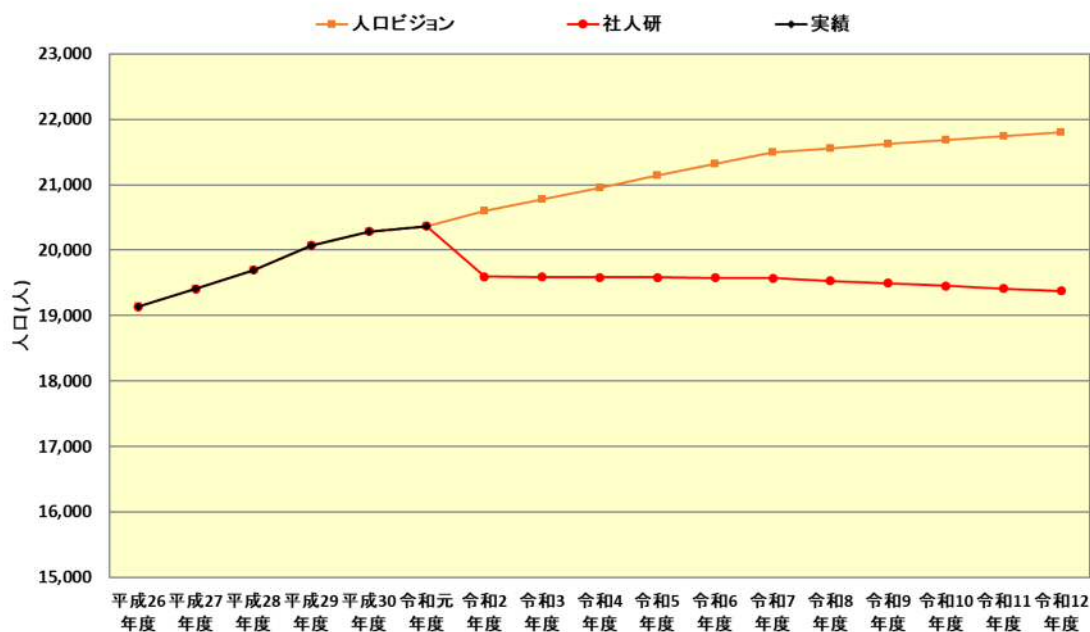


図 2.15 参考とした各種推計結果

(2) 下水道有収水量

昭和町の下水道使用料は従量制を採用しているため、水量階級別の水量予測を行うことが望ましいです。平成 22～令和元年度の過去 10 年の水量階級別の有収水量の動向を示し（図 2.18、表 2.7 参照）、水量階級で予測した結果を示します（図 2.19、表 2.8 参照）。

表 2.7 水量階級別の有収水量等の実績

項目	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	
水洗化人口(人)	11,741	12,041	12,377	12,824	13,216	14,512	15,003	15,588	16,803	16,943	
下水道総検針数(件)	36,306	37,890	39,524	41,156	42,722	45,102	46,684	48,624	50,522	51,903	
有収水量	0m ³ ～20m ³	141,106	148,068	157,553	167,243	175,113	186,047	192,025	201,789	211,841	221,881
	21m ³ ～60m ³	657,286	687,166	716,075	740,223	779,268	813,825	846,808	882,488	916,512	942,110
	61m ³ ～100m ³	333,113	326,696	334,365	327,489	310,038	306,397	307,150	309,348	315,164	304,347
	101m ³ ～	586,467	676,896	704,865	690,883	646,308	648,282	644,851	650,604	648,236	636,557
	計	1,754,278	1,876,716	1,952,382	1,966,994	1,953,449	1,999,653	2,037,518	2,092,853	2,142,275	2,156,798

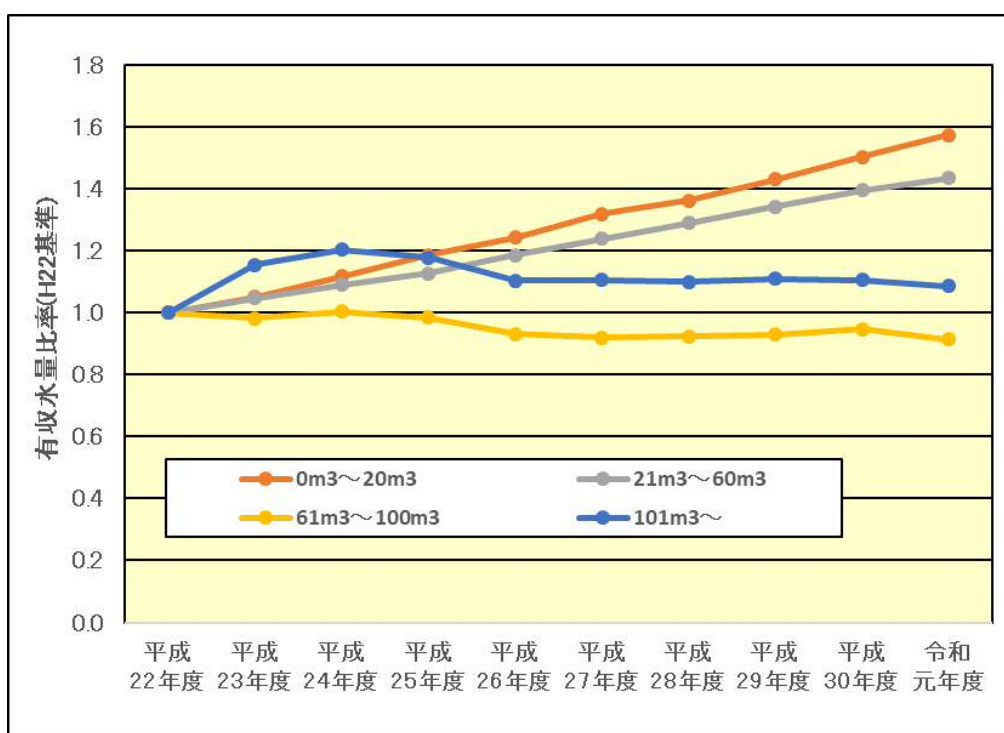


図 2.16 水量階級別の有収水量の増減推移

以上のことから、水量階級別の有収水量及び検針数は以下の条件で将来予測を行います。

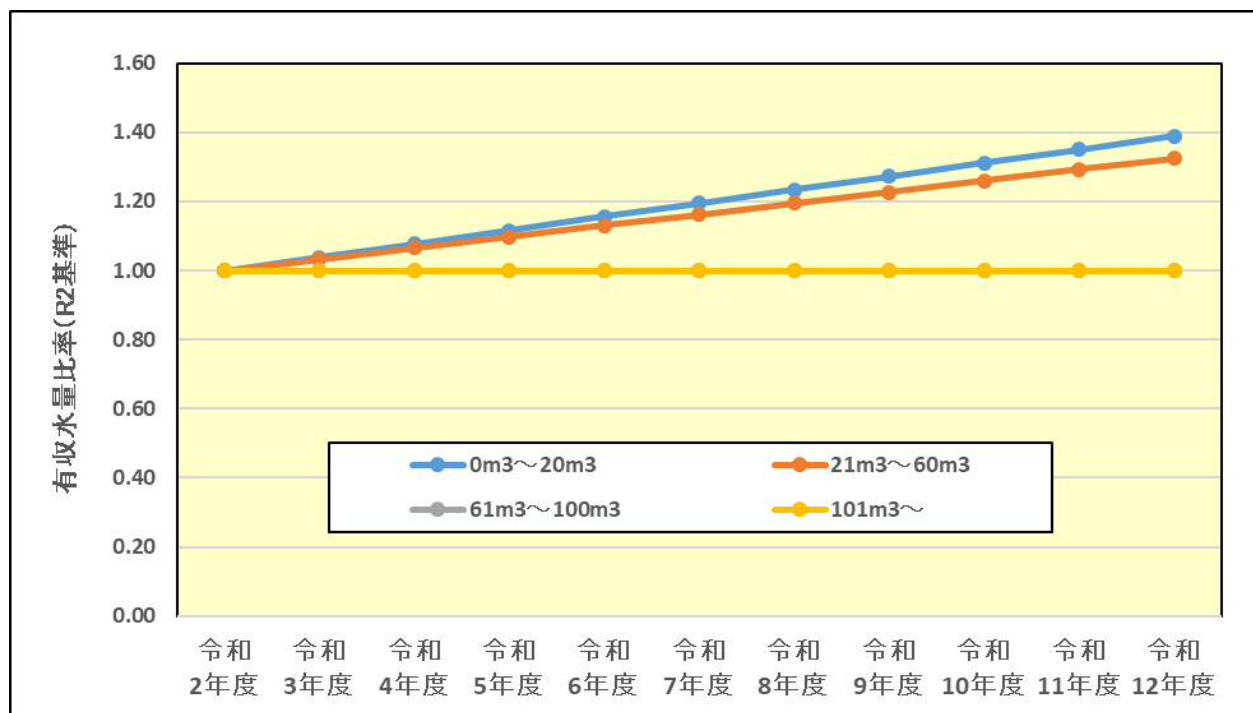
- ①0～20m³：過年度の推移は上昇傾向であるため、過年度の上昇率を考慮
- ②21～60m³：過年度の推移は上昇傾向であるため、過年度の上昇率を考慮
- ③61～100m³：過年度の推移は概ね横ばいであるため、令和元年度の水量を固定値
- ④100m³超：過年度の推移は概ね横ばいであるため、令和元年度の水量を固定値

注) 段階別の水量が多くなるほど、大規模な工場の占める割合が多くなり大規模な工場の将来水量の予測は困難であることから、実績値を採用している。

段階別の有収水量の予測を表 2.8、図 2.17 に示します。

表 2.8 水量階級別有収水量等の将来予測

項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	
有収水量	0～20m ³	230,856	239,831	248,806	257,781	266,756	275,731	284,706	293,681	302,656	311,631	320,606
	21～60m ³	973,757	1,005,404	1,037,051	1,068,698	1,100,346	1,131,993	1,163,640	1,195,287	1,226,934	1,258,581	1,290,228
	61～100m ³	304,347	304,347	304,347	304,347	304,347	304,347	304,347	304,347	304,347	304,347	304,347
	101m ³	636,557	636,557	636,557	636,557	636,557	636,557	636,557	636,557	636,557	636,557	636,557
	計	2,145,517	2,186,139	2,226,761	2,267,383	2,308,006	2,348,628	2,389,250	2,429,872	2,470,494	2,511,116	2,551,738



注) 61～100m³はR2基準の比率が101m³超と同じであるため図で表記されていない

図 2.17 有収水量の増減推移予測

2-4 課題の抽出

(1) 人口減少や高齢化の進展

現在は人口が上昇傾向となっており、経営戦略で採用する「人口ビジョン」の将来推計値は令和17年度のピークまで上昇傾向となっており、そこから減少傾向に転じると予測されています。全国的に人口減少、高齢化が進む中、昭和町においても同様に人口減少に転じると予測されており今後の人口減少は、下水道事業の主な収入である下水道使用料収入の減少に繋がり、下水道経営に影響を及ぼすこととなります。状況を見極め、適正な使用料単価の見直しを行うための検討が必要となります。

(2) 施設の老朽化

昭和町の公共下水道事業は供用開始して約30年経過しております。現在、老朽管が少ない状況ですが、今後増加していくため適宜改築を行っていく必要があります。

将来的な投資を踏まえて効率的に改築していくために、今後数年間は経過管の状況を把握しつつ、必要に応じてストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の状況を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理していく必要があります。

(3) 下水道経営

1) 収益的収支比率

収益的収支比率は年度によって多少のばらつきがありますが近年は上昇傾向となっております。今後も引き続き、収入増または支出減を行い、収益的収支比率が低くならないようにする必要があります。

2) 企業債残高対事業規模比率

現在は企業債の償還のピークを過ぎ、企業債残高対事業規模比率は減少傾向となっております。今後、収支のバランスをみながら、新規整備や改築・更新に係る新たな発債により企業債残高対事業規模比率が極度に増加しないよう留意する必要があります。

3) 経費回収率

経費回収率は上昇傾向となっており、類似団体平均と比較すると高い状態となっております。現状で汚水処理費用（維持管理費+資本費（元利償還費））を使用料収入で賄っている状況になっておりますが、今後は水洗化人口の減少に伴って使用料収入が減少していくことが考えられます。

そのため、使用料単価の改定や支出の抑制を行っていく必要があります。

4) 水洗化率

昭和町の水洗化率は、類似団体平均と比較すると高い値で推移しております。しかし水洗化率の更なる向上のため、下水道未接続者に対して郵送や訪問（町外含む）を数回行い下水道接続への推進を積極的に行う必要があります。

3. 基本方針

3-1 経営の基本方針

以下の方針を基に、持続可能で健全な経営に努めていきます。

- (1) 昭和町汚水処理事業アクションプランに基づき着実な事業推進に努めます。
- (2) 公共下水道の供用開始における水洗化率の向上を図るとともに、早期接続を促すための方策を検討します。
- (3) 下水道整備の効率的な維持・管理・修繕に努めるとともに、災害対策や長寿命化対策を検討します。

3-2 計画期間

計画の期間は、令和3年度を初年度とし、10年後の令和12年度を最終年度とします。また、経営戦略策定後は、毎年度の進捗管理を行い概ね5年ごとに見直しを行います。



4. 投資・財政計画

4-1 投資財政計画（その1）

（1）投資計画について

1）新規整備事業

新規整備は、過年度の実績工事費を考慮して設定します。新規整備の費用（税込み額）について表 4.1 に示します。

表 4.1 新規整備に係る計画

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
整備面積 (ha)	30.6	30.6	30.6	30.6	0.0
管路延長 (km)	5.0	5.0	5.0	5.0	0.0
管路事業費 (千円)	449,174	449,174	449,174	449,174	0
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
整備面積 (ha)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
管路延長 (km)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
管路事業費 (千円)	0	0	0	0	0

注) アクションプランの低コスト手法を採用

2）改築更新事業

現在、ストックマネジメント計画を策定していないことから、ストックマネジメント計画策定後に費用を見込むこととします。

3）改築更新事業

現在、下水道総合地震対策計画を策定していないことから、下水道総合地震対策計画策定後に費用を見込むこととします。

4) 流域下水道建設負担金

釜無川流域下水道建設負担金は、令和2年度の予算額の据置き（税込み額）を見込みます。また、昭和町は一部を甲府市の公共下水道に排水しており、甲府市への負担金が発生します。そのため、令和4年度までは予定されている金額を見込み、令和5年度以降は甲府市との協定書より金額を見込まないこととする。流域下水道建設負担金の予定額（税込み額）を表4.2に示します。

表 4.2 流域下水道建設負担金に係る計画

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
釜無川流域下水道 建設負担金 (千円)	11,926	11,926	11,926	11,926	11,926
甲府市公共下水道 建設負担金 (千円)	1,256	1,121	0	0	0
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
釜無川流域下水道 建設負担金 (千円)	11,926	11,926	11,926	11,926	11,926
甲府市公共下水道 建設負担金 (千円)	0	0	0	0	0

5) その他

その他として計画の見直しが予定されている経営戦略、下水道法事業計画、ストックマネジメント計画、総合地震対策計画、管渠詳細設計の策定費（税込み額）を見込みます。計画策定費用を表 4.3 に示します。

表 4.3 その他計画

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
経営戦略 (千円)	0	0	0	4,000	0
事業計画 (千円)	0	0	0	4,125	0
ストックマネジメント計画 (千円)	0	0	0	0	0
総合地震対策計画 (千円)	0	0	0	0	7,370
管渠詳細設計 (千円)	38,786	38,786	38,786	38,786	0
総事業費 (千円)	38,786	38,786	38,786	46,911	7,370
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
経営戦略 (千円)	0	0	0	4,000	0
事業計画 (千円)	0	0	0	4,125	0
ストックマネジメント計画 (千円)	10,000	0	0	0	0
総合地震対策計画 (千円)	0	0	0	0	4,290
管渠詳細設計 (千円)	0	0	0	0	0
総事業費 (千円)	10,000	0	0	8,125	4,290

6) 維持管理費

①職員給与費

職員給与費は、収益的支出に係る費用と資本的支出に係る費用が挙げられますが、今後の予定は令和元年度の実績値の据置き（税込み額）とします。

表 4.4 職員給与費

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
収益的収支 (千円)	22,834	22,834	22,834	22,834	22,834
資本的収支 (千円)	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
収益的収支 (千円)	22,834	22,834	22,834	22,834	22,834
資本的収支 (千円)	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704

②修繕費

過年度の実績では修繕費について計上していないことから、ストックマネジメント計画策定後に費用を見込むこととします。

③維持管理委託費

維持管理委託費は下水道使用料徴収業務委託が大きな割合を示しているため、過去数年の動向（平成27年度～令和元年度）を踏まえて、過年度の伸び率を考慮して設定します（税込み額）。なお、それ以外の委託費は概ね一定で推移していることから令和2年度予算額の据え置き（税込み額）とします。

表 4.5 維持管理委託費

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
下水道使用料徴収 業務委託（千円）	23,720	24,338	24,948	25,552	26,148
その他業務委託 （千円）	12,325	12,325	12,325	12,325	12,325
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
下水道使用料徴収 業務委託（千円）	26,738	27,321	27,897	28,466	29,028
その他業務委託 （千円）	12,325	12,325	12,325	12,325	12,325

④流域下水道維持管理負担金

釜無川流域下水道維持管理負担金は、令和2年度の予算額の据置き（税込み額）を見込みます。また、昭和町は一部を甲府市の公共下水道に排水しており、甲府市への負担金が発生します。甲府市下水道汚水処理費負担金についても、令和2年度の予算額の据置き（税込み額）を見込みます。

表 4.6 流域下水道等維持管理負担金に係る計画

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
釜無川流域下水道 建設負担金 (千円)	139,986	139,986	139,986	139,986	139,986
甲府市公共下水道 建設負担金 (千円)	22,200	22,200	22,200	22,200	22,200
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
釜無川流域下水道 建設負担金 (千円)	139,986	139,986	139,986	139,986	139,986
甲府市公共下水道 建設負担金 (千円)	22,200	22,200	22,200	22,200	22,200

7) 企業債元利償還金

①企業債償還金

既発債分は昭和町の償還計画値を採用し、令和3年度以降に新たに起債するものについては、5年据置の30年償還計画とします。

②支払利息

支払利息は、年0.5%とします。表4.7に企業債元利償還計画を示します。

表 4.7 企業債元利償還計画

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
企業債償還金 (千円)	351,879 —	342,840 —	330,859 —	316,996 —	307,093 —
支払利息 (千円)	78,767 2,635	69,852 3,759	61,921 4,880	54,877 6,021	48,691 6,021
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
企業債償還金 (千円)	287,484 19,901	275,509 28,464	254,985 37,048	242,156 45,828	218,425 46,057
支払利息 (千円)	43,125 6,019	38,074 5,948	33,447 5,833	29,132 5,699	25,158 5,510

上段：既発債分、下段：新規発債分

(2) 財源計画について

1) 企業債

過度な借入にならないよう、世代間負担の公平性を意識し借入額を決定します。
利率は、全期間にわたり0.5%で見込みます。

2) 国庫補助金

補助対象事業に対し、今後も同程度の支援が継続されると想定し、現在の社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、将来の建設改良費に対する交付額を計上します。

3) 他会計繰入金

財政部局と調整の上、適正な額の繰入に努めます。

4) 下水道使用料

下水道使用料収入の試算は、実績の段階別有収水量を基に将来の予測を行っています。下水道使用料単価は令和元年10月1日に消費税改定済みの単価を将来にわたって固定値とします。

今後の下水道使用料の収入の見通しを表4.8に示します。

5) 受益者負担金

受益者負担金の試算は、令和元年度の整備面積に対する受益者負担金の賦課対象面積の比率を当該年度の整備面積に乘じ、その面積に受益者負担金単価 310 円/m²を乘じて算定します。

今後の受益者負担金の収入の見通しを表4.9に示します。

表 4.8 今後の下水道使用料収入の見通し

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
有収水量 (m ³)	2,186,139	2,226,761	2,267,383	2,308,006	2,348,628
下水道使用料 (千円)	312,493	317,120	321,767	326,435	330,913
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
有収水量 (m ³)	2,389,250	2,429,872	2,470,494	2,511,116	2,551,738
下水道使用料 (千円)	335,269	339,603	343,915	348,207	352,478

表 4.9 今後の受益者負担金収入の見通し

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
賦課面積 (ha)	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3
受益者負担金 (千円)	25,730	25,730	25,730	25,730	25,730
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
賦課面積 (ha)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
受益者負担金 (千円)	0	0	0	0	0

注) 令和元年度の賦課面積の割合を採用

(3) 投資・財政計画について

投資計画及び財源計画に基づく投資・財政計画を表 4.10 に示します。使用料現状のケースにおいて、資本的収支がマイナスとなりますが収益的収支のプラス分を考慮すると現状で収支のプラス分が大きくなっていきます。

表 4.10 投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度	前年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	601,283	596,498	601,145	605,772	610,419	615,087	619,565	623,921	628,255	632,567	636,859	641,130
	(1) 営 業 収 益 (B)	313,100	299,869	312,962	317,589	322,236	326,904	331,382	335,738	340,072	344,384	348,676	352,947
	ア 料 金 収 入	312,413	299,400	312,493	317,120	321,767	326,435	330,913	335,269	339,603	343,915	348,207	352,478
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	687	469	469	469	469	469	469	469	469	469	469	469
	(2) 営 業 外 収 益	288,183	296,629	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183
	ア 他 会 計 繰 入 金	288,183	296,629	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	325,112	352,096	339,627	331,836	325,026	319,123	312,937	307,369	302,247	297,505	293,056	288,893
	(1) 営 業 費 用	222,524	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225
	ア 職 員 給 与 費	22,834	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	199,690	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841
(2) 営 業 外 費 用	102,588	93,871	81,402	73,611	66,801	60,898	54,712	49,144	44,022	39,280	34,831	30,668	
ア 支 払 利 息	99,280	93,871	81,402	73,611	66,801	60,898	54,712	49,144	44,022	39,280	34,831	30,668	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	3,308												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	276,171	244,402	261,518	273,936	285,393	295,964	306,628	316,552	326,008	335,062	343,803	352,237	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	476,494	597,649	654,156	654,021	652,900	661,025	188,392	174,940	164,940	164,940	173,065	169,230
	(1) 地 方 債	209,300	302,200	224,841	224,773	224,213	228,275		10,963	5,963	5,963	10,025	8,108
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	153,014	157,499	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	98,408	115,800	250,571	250,504	249,943	254,006	9,648	10,963	5,963	5,963	10,026	8,108
	(6) 受 益 者 負 担 金	15,772	22,150	25,730	25,730	25,730	25,730	25,730					
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	750,503	816,131	853,021	843,847	830,745	825,007	337,767	329,311	315,899	303,959	308,035	280,698
	(1) 建 設 改 良 費	386,022	451,649	501,142	501,007	499,886	508,011	19,296	21,926	11,926	11,926	20,051	16,216
	ウ ち 職 員 給 与 費	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	364,481	364,482	351,879	342,840	330,859	316,996	318,471	307,385	303,973	292,033	287,984	264,482
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 274,009	△ 218,482	△ 198,865	△ 189,826	△ 177,845	△ 163,982	△ 149,375	△ 154,371	△ 150,959	△ 139,019	△ 134,970	△ 111,468	
収 支 再 差 引 (E)-(I) (J)	2,162	25,920	62,653	84,110	107,548	131,982	157,253	162,181	175,049	196,043	208,833	240,769	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)													
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,162	25,920	62,653	84,110	107,548	131,982	157,253	162,181	175,049	196,043	208,833	240,769	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	313,100	299,869	312,962	317,589	322,236	326,904	331,382	335,738	340,072	344,384	348,676	352,947	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 障 害 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)													

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収支		288,183	296,629	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	288,183	296,629	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金												
資本的収支		153,014	157,499	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014	153,014
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	130,140	134,625	130,140	130,140	130,140	130,140	130,140	130,140	130,140	130,140	130,140	130,140
合 計		441,197	454,128	441,197	441,197	441,197	441,197	441,197	441,197	441,197	441,197	441,197	

4-2 投資・財政計画（その2）

（1）投資計画について

投資計画（その1）と同計画とします。

（2）財源計画について

1）企業債

財源計画（その1）と同計画とします。

2）国庫補助金

財源計画（その1）と同計画とします。

3）他会計補助金

財源計画（その1）と同計画とします。

4）下水道使用料

下水道使用料収入の試算は、実績の段階別有収水量を基に将来の予測を行っています。下水道使用料単価は、資本的収支分の基準外繰入金計画最終年度（令和12年度）に0になるように令和7年度に料金改定（下水道料金15%改定）した場合について検討します。

今後の下水道使用料収入の見通しを表4.11に示します。

5）受益者負担金

財源計画（その1）と同計画とします。

表 4.11 今後の下水道使用料収入の見通し（下水道料金改定）

項目	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)
有収水量 (m ³)	2,186,139	2,226,761	2,267,383	2,308,006	2,348,628
下水道使用料 (千円)	312,493	317,120	321,767	326,435	380,550
項目	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)	令和11年度 (2029年)	令和12年度 (2030年)
有収水量 (m ³)	2,389,250	2,429,872	2,470,494	2,511,116	2,551,738
下水道使用料 (千円)	385,559	390,543	395,502	400,438	405,350

(3) 投資・財政計画について

投資計画及び財源計画に基づく投資財政計画を表 4.12 に示します。下水道使用料単価を令和 7 年度に 15%改定した場合には、資本的収支の他会計補助金の基準外繰入金は減少傾向となり、経営戦略策定最終年度の令和 12 年度には発生しない形になります。そのため、経営状況としては使用料を改定したほうが良好となりますが、昭和町では経費回収率が令和元年度末で約 98%となっており 100%に近い数値で推移していることと、今後は法適化した後に経営戦略の見直しを予定していることから、今後の経営戦略見直し時に使用料改定の検証を行うこととします。

表 4.12 投資・財政計画

(単位:千円,%)

区 分	年 度	前々年度	前年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	601,283	596,498	601,145	605,772	610,419	615,087	619,565	623,921	628,255	632,567	636,859	641,130
	(1) 営 業 収 益 (B)	313,100	299,869	312,962	317,589	322,236	326,904	331,382	335,738	340,072	344,384	348,676	352,947
	ア 料 金 収 入	312,413	299,400	312,493	317,120	321,767	326,435	330,913	335,269	339,603	343,915	348,207	352,478
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他	687	469	469	469	469	469	469	469	469	469	469	469
	(2) 営 業 外 収 益	288,183	296,629	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183
	ア 他 会 計 繰 入 金	288,183	296,629	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	325,112	352,086	339,627	331,836	325,026	319,123	312,937	307,369	302,247	297,505	293,056	288,893
	(1) 営 業 費 用	222,524	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225	258,225
	ア 職 員 給 与 費	22,834	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384	22,384
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	199,690	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841	235,841
	(2) 営 業 外 費 用	102,588	93,871	81,402	73,611	66,801	60,898	54,712	49,144	44,022	39,280	34,831	30,668
ア 支 払 利 息	99,280	93,871	81,402	73,611	66,801	60,898	54,712	49,144	44,022	39,280	34,831	30,668	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息													
イ そ の 他	3,308												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	276,171	244,402	261,518	273,936	285,393	295,964	306,628	316,552	326,008	335,062	343,803	352,237	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	476,494	597,649	654,156	639,561	623,980	617,645	130,552	102,640	78,180	63,720	57,385	39,090
	(1) 地 方 債	209,300	302,200	224,841	224,773	224,213	228,275		10,963	5,963	5,963	10,025	8,108
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	153,014	157,499	153,014	138,554	124,094	109,634	95,174	80,714	66,254	51,794	37,334	22,874
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	98,408	115,800	250,571	250,504	249,943	254,006	9,648	10,963	5,963	5,963	10,026	8,108
	(6) 受 益 者 負 担 金	15,772	22,150	25,730	25,730	25,730	25,730	25,730					
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	750,503	816,131	853,021	843,847	830,745	825,007	337,767	329,311	315,899	303,959	308,035	280,698
	(1) 建 設 改 良 費	388,022	451,649	501,142	501,007	499,886	508,011	19,296	21,926	11,926	11,926	20,051	16,216
	ウ ち 職 員 給 与 費	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704	14,704
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	364,481	364,482	351,879	342,840	330,859	316,996	318,471	307,385	303,973	292,033	287,984	264,482
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他													
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 274,009	△ 218,482	△ 198,865	△ 204,286	△ 206,765	△ 207,362	△ 207,215	△ 226,671	△ 237,719	△ 240,239	△ 250,650	△ 241,608	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2,162	25,920	62,653	69,650	78,628	88,602	99,413	89,881	88,289	94,823	93,153	110,629	
積 立 金 (K)													
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)													
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,162	25,920	62,653	69,650	78,628	88,602	99,413	89,881	88,289	94,823	93,153	110,629	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	313,100	299,869	312,962	317,589	322,236	326,904	331,382	335,738	340,072	344,384	348,676	352,947	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 財 源 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 模 (V)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		(決算)	(決算見込)										
収益的収支分		288,183	296,629	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	288,183	296,629	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183	288,183
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金												
資本的収支分		153,014	157,499	153,014	138,554	124,094	109,634	95,174	80,714	66,254	51,794	37,334	22,874
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874	22,874
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	130,140	134,625	130,140	115,680	101,220	86,760	72,300	57,840	43,380	28,920	14,460	
合 計	441,197	454,128	441,197	426,737	412,277	397,817	383,357	368,897	354,437	339,977	325,517	311,057	

5. 効率化・経営合理化の取組

下水道事業の効率化・経営健全化については、今後、新規整備費用に加えて改築更新費用等が増大していく中で、限りある財政、人材等を有効に活用して実施していきます。中長期的な視点から計画的に事業を実施していきます。

5-1 組織、人材、定員に関する事項

下水道整備を確実に実施し、適正な維持管理を行うために必要最小限度の人員を確保するとともに、研修会に参画するなど職員の資質の向上に努めます。

5-2 広域化や民間資金・ノウハウの活用等の推進に関する事項

既に山梨県の釜無川流域下水道及び甲府市の関連公共下水道として広域化・共同化しているため、これを継続して実施していきます。

5-3 その他経営基盤強化に関する事項

財源を確保するため適正な使用料収入に努めます。今後も汚水処理費の抑制、適正な使用料収入に努め、経費回収率の向上を図ります。

5-4 資金管理・調達に関する事項

安定した財政運営を行うため、資金収支に不足が生じないよう資金管理を行います。

5-5 情報公開に関する事項

下水道事業の経営状況については、昭和町ホームページ等で必要な情報を開示します。

5-6 その他、重点事項

今後、管路等の老朽化状況を継続的に調査し、必要に応じてストックマネジメント計画や総合地震対策計画を策定することで、効率的に事業を行っていきます。

6. 経営戦略の事後検証・更新

6-1 評価の方法

下水道事業は地方財政法上、公営企業と位置づけられています。

そのため総務省は、法適用の有無に関わらず、各団体の地方公営企業決算の状況を毎年公表しています。

これは、全国全ての下水道事業を行っている団体が作成することとなっており、事業を経費回収率などの同じ指標で評価していることから、行政規模が同規模などの類似団体との経営比較が容易に行えます。

よって、総務省の公表している決算状況や経営指標を活用し経営状態の評価を実施していきます。

6-2 評価の時期

計画達成状況の評価方法は、令和3年度から令和12年度の計画に対して、当該年度の決算をまとめ、実績と計画の比較を行った上で、決算状況を公表します。

中間評価の時期については、令和7年度としますが、計画と実績の乖離が著しい場合は、経営のあり方、事業手法の見直しについて改めて検討を行い、必要がある場合は計画の見直しを図ります。

見直しにあたっては、経営戦略の達成状況を評価し、「投資・財政計画」やこれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を反映させるため、計画策定（Plan）－実施（Do）－進捗・評価（Check）－見直し・改善（Action）のサイクルで行います。



6-3 経費回収率の向上に向けたロードマップについて

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」（令和2年7月21日付け国水下企第34号）を踏まえ、概ね5年に1度、下水道使用料改定の検証を行っていき、必要に応じて下水道料金の改定を行い経費回収率の向上を目指します。現在、昭和町では令和元年度末の経費回収率は約98%と非常に高い数値となっており、概ね100%に近い数値となっていることから、今後も現状を維持していき必要に応じて下水道使用料の改定を行っていきます。

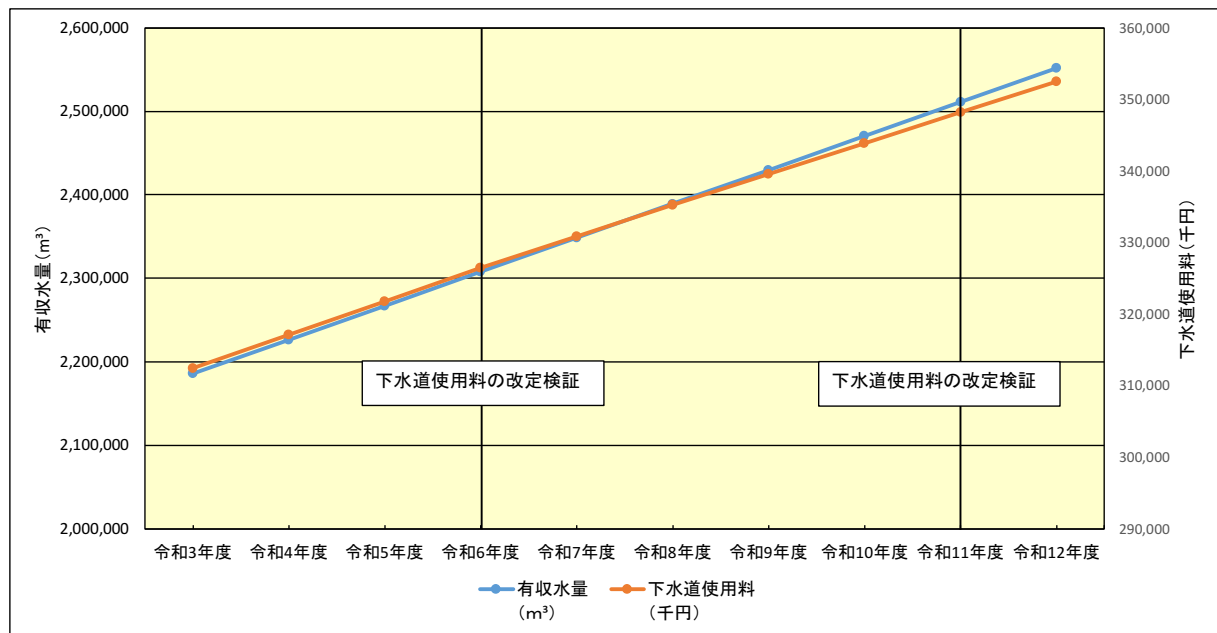


図 6.1 経費回収率の向上に向けたロードマップ

Ⅲ. 参考資料

1. 用語解説

あ 行

一般会計繰入金（基準内）

基準内の一般会計繰入金は、地方公営企業法適用後は一般会計負担金となります。

一般会計繰入金（基準外）

基準外の一般会計繰入金は、地方公営企業法適用後は一般会計補助金となります。

汚水処理原価

有収水量 1m³あたりの汚水処理に要した費用であり、資本費（汚水分）と維持管理費（汚水分）の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

算定式は、汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量となります。

か 行

管渠

路面等に埋設した排水管となり、マンホール、汚水ます、雨水ます等の附属設備を持ちます。

管更生

古くなって老朽化した管を道路を掘削せずに直す工法で、古くなった管の中に新たなパイプを作る工法です。管更生の工法は、反転工法、形成工法、製管工法の大きく3通りに分かります。

企業会計

地方公共団体の企業的活動に関する諸会計の総称です。具体的には、公営企業会計（上水道、交通、電気、ガス、下水道等）、国民健康保険事業会計、収益事業会計（宝くじ、競馬、競輪等）、公益質屋事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学付属病院事業会計という7種類の事業会計が公営事業会計に含まれます。

企業債

地方公営企業の施設の建設などに要する資金に充てるために発行する地方債のことであり、公的機関（国、地方公共団体 金融機構）及び民間機関（銀行等）が引受先となっております。

供用開始

建設した下水道が使用することが可能となることを言います。

企業債残高対事業規模比率

法適用企業において、使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。法非適用企業においては、企業債が地方債となります。

算定式は、(企業債現在高合計－一般会計負担額) ÷ (営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金) ×100 となります。

基本使用料

使用水量の有無に関わらず割り当てられる金額となります。

経常収支比率

法適用企業に用いられる経営指標の一つであり、当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

算定式は、経常収益 ÷ 経常費用 ×100 となります。

経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。

下水道経営は、独立採算が基本であることから、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す経費回収率 100%以上であることが必要です。

算定式は、下水道使用料 ÷ 汚水処理費 (公費負担分を除く) ×100 となります。

下水道総合地震対策計画

国の創設している下水道総合地震対策事業を行う上で、策定する必要がある計画となります。

下水道受益者負担金・分担金

下水道を利用できる環境となった方に負担していただく費用となります。

減価償却費

施設の整備に充てた費用を一度に費用とせず、施設ごとに定められた耐用年数に応じて毎年費用を計上するものです。また、費用の計上の際に実際の現金支払いはありません。

建設改良費

整備事業(新規整備事業、改築更新事業、耐震対策事業等)に係る建設費流域下水道建設負担金、施設、設備の建設に係る委託料、事務費等の建設に係る総費用です。

さ 行

事業計画

全体計画に定められた施設のうち、5から7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画を言います。

資本的収支

施設の建設改良に関する投資的な収入と支出のことを言います。例えば、収入は企業債や国庫補助金など、支出は施設の建設改良費や企業償還金などです。

収益的収支

経営活動に伴って年度内に発生する収入と支出のことをいいます。例えば、収入は下水道使用料や他会計負担金など、支出は施設の維持管理費や人件費などです。

収益的収支比率

法非適用企業に用いられる経営指標の一つであり、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

算定式は、総収益 ÷ (総費用 + 地方債償還金) × 100 となります。

収支ギャップ

収益的収支において支出が収入を超過することです。

水洗化率

処理区域内人口に対する水洗化人口の割合で、下水道を使用することが可能な区域でどのくらい下水道に接続しているかの割合のことを言います。

ストックマネジメント

リスクを考慮した目標設定に対して、点検・調査計画と改築・修繕計画策定と実行、評価と見直しといったPDCAサイクルを実践することを言います。

損益勘定留保資金

収益的収支における費用のうち、減価償却費など現金の支出を伴わない費用の合計額であり、内部留保資金として資本的収支の補填財源として使用することができます。

た 行

耐震化率

耐震性能を有した下水道管路施設の割合を示す指標です。

地方公営企業法

この法律は、地方公共団体の経営する企業の組織、財務及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的としたものです。

長期前受金戻入

施設整備の財源として受け取った補助金等を、対象となる施設の減価償却に合わせて収益化するもので、現金を伴わない収益です。

当該年度純損益

当該年度における総収益から総費用を除いた値であり、純損益がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字となります。

算定式は、総収益（営業収益＋営業外収益＋特別利益）－総費用（営業費用＋営業外費用＋特別損失）となります。

特別会計

一般会計から切り離して独立の会計を設けて経理を行う会計のことを言います。

独立採算制

地方公営企業は基本的には一般会計とは独立した立場で経営活動を行っていることから、経営に要する経費を基本的には独自の収入（使用料）で賄うことを言います。

は 行

普及率

普及率は、行政人口に対する下水道の処理区域内人口の割合を言います。

不明水

下水処理場で下水を処理した水量と下水を使用した水量（下水道有収水量）の差のことで、その原因は、管きよの老朽化により地下水が亀裂などから浸入したり、雨天時にマンホールの蓋から雨水が浸入したり、誤接（雨水の取り付け管を誤って污水管きよに接続すること）により雨水が浸入することがあります。

分流式下水道

污水と雨水を分けて流す方式の下水道になります。

ま 行

マンホールポンプ

距離のある処理場への污水の流入は自然流下だけでは困難であり、ポンプアップにより自然流下を補完する役割を担う施設です。

や 行

有収水量

下水道で処理した污水のうち、不明水を除いた使用料収入の対象となる水量のことを言います。

（下水道）有収率

下水道の処理水量に対する下水道の有収水量の割合です。

ら 行

流域下水道維持管理負担金

下水道法第 31 条の 2 の規定に基づき、流域下水道を管理する県が、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用を流域下水道により利益を受ける市町村に対しその利益を受ける限度において負担させるものです。

流域下水道建設負担金

都道府県の管理する流域下水道の建設改良費の一部を関連する市町村が負担する額を言います。

流域下水道事業

2 以上の市町村の区域における下水を排除する下水道事業を言います。

流動比率

短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。1 年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示し、100 %以上であることが必要です。

算定式は、 $\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$ となります。

流動負債

1 年以内に返済が終了する支出を言い、未払金、一時借入金等があります。

類似団体

国は、全国の市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「都市」「町村」「特別区」に分類した上で、さらに「都市」「町村」を人口規模や産業構造で細分化、計 35 のグループに分かれています。

そのなかで同じグループに属する自治体を示します。